

八街市中央公民館施設の使用許可基準

(趣旨)

第1条 この基準は、八街市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第17号。以下「条例」という。）第2条に規定する八街市中央公民館（以下「公民館」という。）の使用の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(公民館を使用しようとする者)

第2条 条例第7条第1項に規定する公民館を使用しようとする者とは、原則3人以上で構成される団体であり、かつ構成員の半数以上が次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者

2 条例第7条第4項ただし書に規定する教育長が社会教育振興上、その他特に必要と認める場合とは、公民館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 市内に所在する法人
- (2) 代表者が市内事業者であって、市内事業者が半数以上で構成される同業組合
- (3) 学校教育法（昭和22年3月法律第26号）第1条に定める学校、行政機関又は行政機関が後援する事業等を実施する団体
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

(使用許可の基準)

第3条 公民館の使用許可の基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教育長は、次の各号に掲げる使用を許可しないものとする。

- (1) 賭博行為、騒音を伴う行為、不潔または不快な感情を与える行為等、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある使用
- (2) 酒類の持ち込みや宴会をはじめ、主として飲食を目的とする使用

- (3) 物品販売又は物品や広告物の展示及び販売を主目的とする使用（ただし、行政機関が実施又は後援する事業、社会教育関係団体、社会福祉団体、地域団体等が実施する公益性のある催事等（バザー・模擬店・フリーマーケット等）を行う場合等を除く。）
- (4) 入場料等を徴収する使用（ただし、社会貢献事業・チャリティー事業のため開催に必要な実費相当額のみを徴収する場合又は特定非営利活動法人、公益財団法人若しくは公益社団法人が収益を主目的とせずに催事を開催する場合を除く。）
- (5) 商品、サービス等の無料説明会、無料体験会等、直接又は間接的に営利活動になる使用
- (6) 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 1 条の 3 第 1 項に規定する収容人員を超える使用

3 前項第 3 号ただし書又は第 4 号ただし書の規定により物品販売等又は入場料等を徴収して使用する場合は、予算書、決算書その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

（使用許可の取消し又は停止）

第 4 条 条例第 8 条第 1 項第 4 号に規定するその他管理運営上支障がある場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 災害、感染症の流行等のため安全の確保が困難と判断した場合
- (2) 公民館が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく避難所に指定された場合

（補則）

第 5 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この基準は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第3条）

区分	使用目的	使用許可基準 許可＝○ 不許可＝×
政党・会派・政治団体等	政党その他の政治団体の構成員の学習会、会議等の集会	○
	後援会、励ます会その他これらに類する特定の候補者に係る集会	○
	議会報告会その他の一般住民に呼びかけて開催する集会	○
	公職選挙法に基づく個人演説会等を除く、選挙運動としての演説会、集会、討論会、決起大会等	×
宗教団体等	地域の伝統的な祭礼に係る集会又は習俗化した行事	○
	布教又は勧誘を伴う活動	×
労働組合・職員組合等	組合員学習会、会議等の集会	○
	争議権の認められていない公務員等による労働争議の集会	×
営利団体等（会社・商店・その他営利を目的とした団体）	社会貢献活動	○
	営利団体で構成される同業組合等の連絡協議会	○
	研修会及び講習会（料金を徴収するセミナー等）	×
	社員等の福利厚生事業（社員研修を含む。）、安全講習会	○
	出店・建設の地元説明会、雇用説明会、採用面接	○
	収益が発生する催事	×
	物品又はサービスの販売促進に関する活動	×
私塾・文化教室等（個人又は団体が主催し、月謝、会費その他費用を徴収するもの）	公開の発表会、展示会等の集会	○
	私塾又は文化教室の会場	×
特定非営利活動法人等	構成員の研修会、講習会等の集会又は特定非営利活動法人等が開催する収益の発生しない催事	○
	収益を主目的とする催事	×